

佐久市運輸事業者原油価格高騰対策支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会情勢に起因する原油価格等の高騰により、事業経営に大きな影響を受けている市内運輸事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内で佐久市運輸事業者原油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運輸事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業（以下「事業」という。）を営む者（許可取消又は事業停止の処分を受けている事業を除く。）
- (2) 対象車両 運輸事業者が使用権原を有し、市内営業所等に配置された車両をいう。
(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に営業所住所又は事業者住所を置く者
- (2) 申請日時点で事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思及び見込みがある者
- (3) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員とする者及び暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (4) 市税等の滞納していない者

(交付額等)

第4条 支援金の交付基準及び交付額は、次の表のとおりとする。

(交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、佐久市運輸事業者原油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

車両車種区分	最大積載量	1台当たり給付金額
一般貨物自動車	5トン以上	22,000円
	4トン以上5トン未満	12,500円
	4トン未満	9,500円
軽自動車		5,000円

格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 佐久市運輸事業者原油価格高騰対策支援金交付対象車両一覧（様式第2号）
- (2) 様式第2号に記載された全ての車両の車検証の写し
- (3) 事業を営むに当たり、当該事業に係る北陸信越運輸局長の許可書又は更新許可書、北陸信越運輸局長野運輸支局長への許可申請書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し
- (4) 申請時において事業を行っていることがわかる書類（直近1か月の帳簿書類の写し等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する支援金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を決定し、その結果を佐久市運輸事業者原油価格高騰対策支援金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定された者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (2) 第5条で提出を求める書類の内容に、事実と異なることが明らかになったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により、支援金の交付決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支援金を交付することが不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、佐久市運輸事業者原油価格高騰対策支援金交付取消決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

4 前項の規定により既に交付された支援金の返還を命じられた者は、市長が定める日までにこれを返還しなければならない。

（報告及び検査）

第8条 市長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、支援金の交付決定を受けた者又は支援金の交付を受けた者に対し、必要な報告や書類の提出を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年9月1日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、この要領の失効後もなおその効力を有する。